

令和2年1月17日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 阪口 彰洋

令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理について（提言）

このたび、本市における令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理について意見を取りまとめましたので、次のとおり提言します。

記

別紙「令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理について」のとおり。

令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理について

第1 はじめに

当委員会は、「市政改革プラン2.0」の取組期間終了後の本市の外郭団体の監理の新たな方向性について、この間の取組を踏まえた現在の外郭団体の監理状況を検証し、その結果に基づき、本年10月に、令和2年度以降の外郭団体の監理の新たな方向性についての意見として「今後の外郭団体の監理の方向性について」（以下「10月提言」という。）を取りまとめた。

その後、当委員会では、当該意見を踏まえ、引き続き、令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理システムの構築に向けて、現在の「大阪市外郭団体の指定及び指定解除について」「大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱」「大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン」「外郭団体の経営評価に関する指針」といった関係諸規程について検討するとともに、現在の外郭団体について、外郭団体及び出資法人への再分類並びに外郭団体についての活用形態に応じた分類及び本市の行政目的又は施策の内容の明確化等について検討を進めてきた。

このたび、この間の検討結果に基づき、以下のとおり、令和2年度以降の新たな外郭団体等の監理について意見を取りまとめた。

第2 外郭団体及び出資法人の監理システムについて

1 現状の課題

本市における外郭団体及び出資団体への関与及び監理に関する規程については、現在、根本規程である大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（以下「条例」という。）並びに条例により委任された事項を定める大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）のほか、市の内部規程として次の規程が存在する。

- ・ 大阪市外郭団体の指定及び指定解除について
- ・ 大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱
- ・ 大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン
- ・ 外郭団体の経営評価に関する指針

これらの内部規程については、制定形式も統一されておらず、その改正について当委員会に諮られることもあるが、相互の関係性やそれぞれの改正手続についても必ずしも明確になっていない。

今後、外郭団体及び出資法人の監理を効果的かつ効率的に行っていくためには、条例を頂点とする外郭団体及び出資法人の監理システム全体を体系的に整理することが適当であると考えられることから、以下、今後の外郭団体及び出資法人の監理システムについての考え方を示すこととする。

2 通則規程の制定

外郭団体及び出資法人の監理システムの内容としては、外郭団体として位置づける指定行為、外郭団体及び出資法人に対する関与の透明性を確保するための関与の状況の公表、関与

の適正性を確保し行政目的又は施策の達成を図るための監理という3つの要素が考えられる。

今後、外郭団体及び出資法人の監理を効果的かつ効率的に行っていくためには、現在の市の内部規範の諸規程を見直し、条例及び規則の下、次の事項を盛り込んだ外郭団体及び出資法人の監理システムに関する通則規範となる新たな規程（以下「通則規程」という。）を定めることが適当である。

- ・ 外郭団体の指定に関する事項
- ・ 関与に関する事項
- ・ 監理に関する事項

3 通則規程に盛り込むべき事項について

(1) 外郭団体の指定に関する事項について

ア 外郭団体の指定の客観性及び透明性の確保

外郭団体の指定について条例は、指定対象とする法人を「本市が関与による多大な影響力を有している法人」とし、当該法人を「本市の行政目的又は施策を効果的かつ効率的に実施するための本市が果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）」の実施の有無によって分類しているのみで、個々の指定については、当委員会の意見を聴いて定められる規則に委任している。（第2条第1項及び第5項）

外郭団体の指定及びその前提手続となる当委員会における調査審議に当たっては、客観性及び透明性が必要であり、そのためには外郭団体として指定するための基準（以下「指定基準」という。）を定めて公表することが必要である。

また、外郭団体を指定する規則の制定及び改正に当たって当委員会の意見を聴くこととしている条例第2条第5項の規定の趣旨を踏まえれば、個々の外郭団体の指定に係る規則だけでなく、指定のよりどころとなる指定基準の制定及び改正についても当委員会の意見を聴くこととすることが適当である。

そして、通則規程において、指定基準の位置づけ及びその公表、制定及び改正手続における当委員会のかかわりなどに関する規定を設けることが適当である。

イ 指定基準の具体的な内容

現在、本市では、指定基準として「大阪市外郭団体の指定及び指定解除について」が設けられているが、当委員会が先般取りまとめた10月提言において示したように、この間、本市の外郭団体を取り巻く状況は大きく変化し、また、官民協働による連携協定や認証制度など民間の主体を通じた行政目的又は施策の達成を図るための手法も多様化してきている中で、今後、本市の行政目的又は施策の達成を図る観点から外郭団体を効果的かつ効率的に活用していくためには、現在の指定基準を見直していくことが適当である。

当委員会が10月提言において示した考え方を踏まえれば、新たな指定基準策定の前提となる外郭団体の要件についての基本的な考え方及びこれを踏まえた指定基準の具体的な内容については、別紙1のようなものとなると考えられる。

ウ 外郭団体の指定についての運用のあり方

外郭団体の指定に当たっては、本市の行政目的又は施策を達成する上で、当該団体に対する影響力を通じてその事業経営を監理するという手法が適切かつ妥当であることが必要となるが、この必要性については当該行政目的又は施策に関する事務を所掌する各所属の政策的・行政的判断によるところが大きい。

このため、外郭団体の指定に当たっては、所属からの申し出を前提とし、当該申し出の内容を踏まえて指定基準該当性を判断することになる。

また、外郭団体が行政目的又は施策を達成した後も指定された状態が続くことになれば経営評価などの負担が本市や法人の双方に継続するといったことや行政目的又は施策の達成のために新たに出資法人を活用する必要性が生じてくるといったことも考えられることから、外郭団体の指定や指定の解除については、状況の変化に応じて柔軟かつ臨機応変に行われるべきである。

これらのことを踏まえ、外郭団体を指定する場合には、指定の妥当性や客観性を確保する観点から、指定基準該当性についての説明内容はできる限り具体性のあるものとし、かつ、公表することが適当である。

(2) 関与に関する事項について

ア 関与の概念の明確化

関与は、法人の事業経営に対する影響力の根源・背景となるものであるが、条例上は資本金等の出資又は出えん、財政的関与、人的関与という例示があるのみで、その概念や内容は必ずしも明確にされていない。

外郭団体及び出資法人に対する関与について、「必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする」という条例第3条の規定の趣旨を踏まえれば、関与の概念やその内容については通則規程において明確にすることが適当である。

関与は、法人の事業経営に対する影響力の根源・背景となるものであることに鑑みれば、その内容については、当該影響力を保有するために行われる、別紙1の第2の1の(1)の影響力に関する基準に掲げた次の事項とすることが適当であると考えられる。

- ・ 資本金等の出資
- ・ 公開の競争による選考によらずに当該法人を相手方とする次の行為（以下「財政的支援」という。）
 - ・ 補助金の交付、金銭の貸付けその他の融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）
 - ・ 交付金、負担金又は分担金の交付（当該法人を相手方とすることが法令で定められている場合を除く。）
 - ・ 支出の原因となる契約の締結及び当該契約に基づく対価の支払
- ・ 常勤の役員（取締役、監査役、執行役、理事又はこれらに準ずる者をいい、名称の如何を問わず、法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又は従業員として本市職員を派遣すること。
- ・ 本市職員による非常勤の役員への就任
- ・ 本市退職者（勤続期間が20年以上であった者など現在の「大阪市外郭団体にお

ける役職員等の採用等に関するガイドライン」が対象としている本市退職者をいう。以下同じ。)による役員への就任(公募により行われるもの及び欠員が生じた場合等の緊急の必要により専ら法人に対する支援の観点から行われるものを除く。以下同じ。)

イ 外郭団体への関与の状況として公表すべき事項

条例第4条では、外郭団体への関与の内容を毎年度公表するとされているが、公表すべき具体的な内容は明らかではない。

この点、条例第4条において関与の内容を公表する趣旨は条例第1条において目的としている本市の関与の適正性及び透明性を確保することであると考えられること、また、外郭団体に対する関与については本市の行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとする条例第3条第1項の規定の趣旨、さらには、(1)のウに記載したように個々の外郭団体の指定基準該当性についての説明内容はできる限り具体性のあるものとし公表すべきであることを踏まえれば、条例第4条の規定により外郭団体への関与の状況として公表する事項は次の事項とし、その旨を通則規程において明記するのが適当である。

⑦ 関与の必要性に関する事項

- ・ 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
- ・ 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由(当該外郭団体の唯一性・限定性)
- ・ 本市の行政目的又は施策を達成するために当該外郭団体に求める役割
- ・ 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由(影響力行使手法の優位性)

⑧ 関与の内容に関する事項

- ・ 本市の出資又は出えん額及びその率(公益法人に対する出えんについては、寄付と考えられ株式のような地位を取得するものではなく、その意味において関与の範囲に含める必要性はないと考えられるが、公益法人に対する関与の事実上の淵源となっていることも考えられるので、出資と同様に公表することが適当である。)
- ・ 一の事業年度における当該外郭団体の総収入に占める本市の財政的支援の割合
- ・ 当該外郭団体の貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合
- ・ 本市が損失補償又は債務保証をしている場合には、当該損失補償又は債務保証に係る当該外郭団体の債務残高
- ・ 本市職員の派遣及び本市職員による非常勤の役員への就任の状況
- ・ 本市退職者による役員への就任の状況

ウ 出資法人への関与の状況として公表すべき事項

出資法人については、条例上関与の状況の公表についての定めはないが、出資法人についても本市の関与の適正性及び透明性を確保することを目的とする条例第1条の規定の趣旨を踏まえれば、別紙1の指定基準の第2の1の(1)の影響力に関する基準に該当する出資法人については、イの④に掲げる事項を公表することとし、その旨を通則規程において明記するのが適当である。

エ 本市の影響力を強化するため関与の内容の変更に関する事前協議

外郭団体及び出資法人に対する関与について「必要最小限のものとし、その必要性を適宜見直すものとする」という条例第3条の規定の趣旨を踏まえれば、所管所属において外郭団体及び出資法人に対する本市の影響力を強化するため関与の内容を変更するときは、あらかじめ総務局に協議することとし、必要に応じて条例第5条の規定により当委員会の意見を聴くなど、その必要性について客観的にチェックする仕組みを設けることとし、その旨を通則規程において明記するのが適当である。

(3) 監理に関する事項について

ア 監理の基本原則

これまでの外郭団体の監理は、外郭団体との競争性のない随意契約などの本市の財政的支援の見直し等に伴う外郭団体の経営悪化・破綻を回避するため、経営改善に向けた役員の経営責任を明確化し、外郭団体の更なる経営の改善・自立化を促すことを主眼として行われてきたが、この間の外郭団体自身の積極的な取組や本市の監理の取組によって外郭団体の経営の改善・自立化が図られ、本市の財政的支援が見直された後もその経営は安定したものとなってきている。

こうした状況を踏まえれば、今後の外郭団体の監理は、その本来の目的である本市の行政目的又は施策を達成するとともに、本市の関与による影響力が不適切に及ぼされることのないようその適正性及び透明性を確保する観点から行うことを旨として行うべきである。

また、出資法人については、条例第1条の目的を踏まえ、本市の関与による影響力が不適切に及ぼされることのないようその適正性及び透明性を確保する観点からの監理を行っていくことが適当である。

このため、通則規程において、外郭団体及び出資法人の監理の基本原則として、外郭団体については、当該外郭団体に対する影響力を通じて達成しようとしている本市の行政目的又は施策及びその活用形態に即したものでなければならないこと、また、外郭団体及び出資法人について、本市との関係が適正で透明性の高いものとなるようにするものでなければならないことを明記することが適当である。

イ 本市退職者の採用に関する外郭団体及び出資法人との関係の適正の確保

現在、外郭団体に対する本市の影響力が不適切に及ぼされることのないようその関係の適正性及び透明性を確保していくため、本市退職者が外郭団体の役員又は従業員となることについて、「大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン」において一定の規制が設けられている。

しかしながら、このガイドラインについても改正手続における当委員会のかかわりについての定めはないなど、その位置づけが曖昧な面が見られる。

また、出資法人については、条例第9条から第12条までに定めるものを除き、その監理に関する定めはないが、出資法人についても本市の関与の適正性及び透明性を確保するという条例第1条の目的を踏まえれば、(2)のウに記載した別紙1の指定基準の第2の1の(1)の影響力に関する基準に該当する出資法人（以下「監理対象出資法人」という。）については、外郭団体に対するものと同様の影響力を本市が有していることから、当該影響力が不適切に及ぼされることのないよう関係の適正性を確保していく観点から監理していくことが必要である。

こうしたことから、現在のガイドラインに代えて、本市退職者が外郭団体及び監理対象出資法人（以下「外郭団体等」という。）の役員又は従業員となる場合の本市と外郭団体等との関係の適正性を確保するための新たな指針（以下「本市退職者の採用等に関する指針」という。）を設け、公表することが適当である。なお、外郭団体への関与のあり方について必要に応じて当委員会の意見を聴くこととしている条例第5条の規定の趣旨を踏まえれば、本市退職者の採用等に関する指針の制定及び改正についても当委員会の意見を聴くこととすることが適当である。

そして、通則規程においては、本市退職者の採用等に関する指針の位置づけ、指針に規定すべき事項やその公表、制定及び改正手続における当委員会のかかわりなどに関する規定を設けることが適当である。

なお、本市退職者の採用等に関する指針の内容に関する意見については、第4において明らかにする。

ウ 外郭団体の経営評価に関する事項

条例第7条第1項の経営評価については、同条第2項において市長が指針を定めることとされており、現在、同項の規定に基づく指針として「外郭団体の経営評価に関する指針」が設けられている。

現在の指針においては、経営評価の視点として「CS（市民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）」「財務（健全性、採算性）、効率性（コスト抑制と経営資源の有効活用、自立性の向上）」「市から自立化するための取組」等が掲げられているが、これらの視点は、いずれも各外郭団体が一個の独立した法人として本来自律的に行うべき事業経営に関するものである。

現在の指針においてこうした視点が掲げられているのは、アにも記載しているとおり、これまでの外郭団体の監理が、外郭団体の経営改善に向けた役員の経営責任を明確化し、更なる経営の改善・自立化を促すことを主眼として行われてきたことを受けたものであると考えられる。

一方で、この間の監理の取組によって外郭団体の経営の改善・自立化が図られ、本市の財政的支援が見直された後もその経営は安定したものとなってきており、今後の外郭団体の監理は、その本来の目的である本市の関与の適正性及び透明性の確保並びに行政目的又は施策の達成の観点から行うことを旨として行うべきであることからすれば、外郭団体の監理の一環として行う経営評価についても、これまでのような本市からの自立に向けた経営状況に関する評価から、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点からの評価にそ

の重点をシフトしていくことが適当である。

こうしたことから、現在の指針に代えて、本市の行政目的又は施策の達成に対する貢献度及び当該貢献をする事業活動を支える経営基盤の充実確保の観点から外郭団体の事業経営を評価するための新たな指針（以下「新たな経営評価指針」という。）を設けることが適当である。

また、外郭団体が行った経営評価の結果の審査やこれに基づく改善について当委員会の意見を聴くこととしている条例第7条第4項及び第5項の規定の趣旨を踏まえれば、新たな経営評価指針の制定及び改正についても当委員会の意見を聴くこととすることが適当である。

そして、通則規程においては、こうした新たな経営評価指針の位置づけやその公表、制定及び改正手続における当委員会のかかわりなどに関する規定を設けることが適当である。

なお、新たな経営評価指針の内容に関する意見については、第5において明らかにする。

エ 外郭団体に事前協議を求める事項

現在、外郭団体の監理として、大阪市外郭団体への関与及び監理に関する要綱（以下「監理要綱」という。）第6条及び第7条において外郭団体に事前協議を求める事項が定められているが、すべての事項が所管所属長だけでなく最終的に総務局長との協議が必要とされており、また、本市の行政目的又は施策に関わるか否かにかかわらず協議が必要とされている。

こうした現在の事前協議は、外郭団体に対する関与は、行政目的又は施策の達成のために必要最小限のものとするとする条例第3条第1項や、外郭団体の監理については、関与の程度に応じて行うことを原則とし、外郭団体の自律的な運営等に十分に配慮するとする条例第6条の規定の趣旨からみて過剰となっていると思われる。

前記条例の各規定の趣旨を踏まえれば、本市が外郭団体に協議させる事項については、次のように整理するのが適当である。

⑦ 総務局への事前協議事項

A 監理を行うために必要な本市の影響力を低下させるおそれがある事項

- ① 合併、会社分割、株式交換及び株式移転その他これらに相当する事項並びに解散
- ② 監理に必要な本市の影響力を低下させるおそれがある資本金等の変更
- ③ 監理に必要な本市の影響力を低下させるおそれがある役員又は評議員の定員の変更
- ④ その他本市の影響力を低下させるおそれがある事項

B 当該外郭団体の運営に影響を及ぼすおそれがある事項

- ① 多額の借財その他当該外郭団体の財務運営に影響を及ぼすおそれがある事項
- ② 当該外郭団体以外の法人の資本金等への出資及び出えん
- ③ 監査役、監事その他の当該外郭団体の業務執行の適正性を監査する役員の全員の弁護士、公認会計士又は税理士以外の者からの選任

C 本市との関係の適正性の確保に関する事項

- ① 本市退職者に関する指針に則らない本市退職者の役員への就任

- ⑤ その他本市退職者に関する指針に則らない本市退職者である役員、顧問、相談役等及び従業員の処遇
- ④ 所管所属への事前協議とし、総務局については事後報告とする事項
- A ⑦に該当しない中期経営計画の策定及び改定
 - B ⑦に該当しない定款の変更
 - C ⑦に該当しない事業の譲渡及び譲受け
 - D その他⑦に該当しない本市の行政目的又は施策の達成に影響を及ぼすおそれがある事項

オ 監理対象出資法人に事前協議を求める事項

監理対象出資法人については、本市退職者の採用等に関する指針の対象とすることから、外郭団体について総務局への事前協議事項とされている事項のうち本市との関係の適正性の確保に関する事項（エの⑦のCに掲げる事項）を総務局への事前協議事項とすることが適当である。

カ 外郭団体及び監理対象出資法人からの協議事項と当委員会との関係

外郭団体及び監理対象出資法人からの協議事項と当委員会との関係については、総務局への事前協議事項は必要に応じて当委員会の意見を聴くことができるようにするとともに、新たに所管所属限りの協議事項を設けることに鑑み、すべて当委員会に報告することとすることが適当である。

また、所管所属は、総務局への事後報告事項とされている事項であっても、必要に応じて総務局又は総務局を通じて当委員会に事前協議することができるようにすることが適当である。

第3 現在の外郭団体の外郭団体及び出資法人への再分類等について

現在本市には22の外郭団体が存在するが、当委員会が先般取りまとめた10月提言において示した考え方並びに別紙1に記載している指定の前提となる外郭団体の要件についての基本的な考え方及び指定基準を踏まえ、これらの外郭団体について、第2の3の(2)のイにおいて関与の必要性に関する事項として条例第4条の規定により公表することが適当であるとしている次の事項を各外郭団体ごとに整理すると別紙2のようになると考えられる。

- ・ 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容
- ・ 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由（当該外郭団体の唯一性・限定性）
- ・ 本市の行政目的又は施策を達成するために当該外郭団体に求める役割
- ・ 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由（影響力行使手法の優位性）

もっとも、株式会社大阪港トランスポートシステムについては、所管所属である港湾局によると、当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容は、本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線の

うち、2025年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させることとのことであるが、今後引き続き外郭団体として位置付けようとする場合には、本市が当該法人に対して行う監理業務の内容や経営評価の対象及び指標が具体化される必要がある。

また、株式会社大阪水道総合サービスについては、所管所属である水道局によると、当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容は、大阪府内をはじめ広く近畿圏一円の他の水道事業者である市町村からの要請に基づき協定を締結し、技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うことであり、本市の業務として行う支援業務の委託先として当該法人を活用することであるが、他の市町村の水道事業に対する支援を本市の業務として位置づけて本市が委託料を負担して当該法人に実施させる根拠について、整理される必要があると考えられる。

なお、株式会社大阪城ホール、大阪外環状鉄道株式会社、大阪港埠頭株式会社、大阪港埠頭ターミナル株式会社及び大阪港木材倉庫株式会社については、本市がその事業活動に対する影響力を有している法人であるが、民間事業者の活動範囲の拡大、新たな法人の設立、当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容の実現などの社会環境の変化によって、これらの法人の現在の事業活動は本市の補完・代替活動とはいいがたいものや本市が監理する必要のある補完・代替活動とはいいがたいものとなっており、現時点においては、指定基準には該当しないと考えられる。

また、公益財団法人大阪国際交流センターについては、当該法人を通じて達成しようとする行政目的又は施策の内容に関する本市の補完・代替活動を行う唯一の法人であるといえるが、現在の本市の関与の状況をみると指定基準のうちの影響力に関する基準に該当せずその事業活動に対する影響力を本市が有しているとは認められない。当該法人については、実質的には、本市が影響力を行使するまでもなく、本市の補完・代替活動を行ってきており、外郭団体として監理するという手法を採る必要性はなかった又は他の手法で当該法人を監理することができてきたものと考えられる。

以上が現在の外郭団体の再分類についての当委員会の現時点における認識であるが、これは現在の外郭団体に当委員会の考え方を当てはめることによって当委員会の意見の趣旨及び内容をより理解しやすくするために示したものであって、各法人を外郭団体に指定するかどうかについての当委員会の見解ではない。

もとより、本市の行政目的や施策の内容、これを達成するために外郭団体に求める役割及び影響力を通じるという手法の優位性については所管所属の政策的・行政的判断によるところが大きく、また、現時点で本市の行政目的又は施策の内容が具体的でないものの検討も今後進められていくと考えられるとともに、当該外郭団体の唯一性・限定性については民間事業者の活動範囲の拡大などの社会環境等により変化するものである。

現在の外郭団体の再分類についての当委員会としての最終的な意見については、今後、本意見を受けた新たな外郭団体等の監理システムが構築され、条例第2条第5項の規定により外郭団体の指定に係る規則の改正についての意見を求められた際に、改めて調査審議した上で述べることになるものである。

第4 本市退職者の採用等に関する指針について

1 現状

現在、本市退職者が外郭団体の役員又は従業員として再就職する場合に本市が有する影響力が及ぼされることのないようその適正性及び透明性を確保していくため、「大阪市外郭団体における役職員等の採用等に関するガイドライン」（以下「現ガイドライン」という。）が設けられ、外郭団体の監理業務の一環として、次の事項について一定の規制がかけられている。

- ・ 本市退職者の外郭団体の役員及び従業員への採用
- ・ 本市退職者である外郭団体の役員及び従業員の報酬及び給与等
- ・ 本市退職者が外郭団体の役員及び従業員として在職することができる年齢の上限

2 今後の方向性

定年等により地方自治体等を退職した公務員が当該地方自治体等が出資又は出えんをしている法人に再就職することについては、当該地方自治体等の影響力を背景とする、いわゆる「天下り」として社会的な批判の対象となり得るものであり、また、本市の外郭団体や出資法人においては、程度の濃淡はあれ、いずれも行政の補完的役割を果たしており、その役員や従業員の採用において民間出身者に比べ結果的に本市退職者が優位となっている傾向にあることは否めないものと思われる。

また、本市が有する影響力が不適切に及ぼされることのないよう関係の適正性及び透明性を確保していく必要があるのは、外郭団体だけではなく監理対象出資法人も同様であることは、第2の3の(3)のイに記載したとおりである。

こうしたことから、外郭団体等が本市退職者を採用する場合の選考手続や採用後の処遇に関しては、引き続き、一定の外形的・手続的な公正性が求められると考えられる。

一方で、本市においては、この間事業の民営化や地方独立行政法人化が進められてきているが、これら経営形態の変更に伴い移籍先の法人の役員や従業員となった本市退職者については、定年等により退職した本市退職者と同様に位置づけることには疑問がある。

以上を踏まえれば、本市退職者の採用等に関する指針を設けるに当たっては、現ガイドラインによる規制を引き続き継続していくことを基本としつつ、この間の状況変化等を踏まえた一定の見直しを行う必要があると考えられる。

3 本市退職者の採用等に関する指針に盛り込むべき内容

(1) 本市退職者の役員及び従業員としての採用手続について

ア 役員及び従業員全般についての採用や役員数に関する事項について

現ガイドラインでは、本市退職者であるかどうかにかかわらず役員及び従業員全般についての採用や役員数に関する事項が定められているが、これらの事項は法人の自律性に委ねるべき事項であり、本市退職者に関する本市と外郭団体等との関係の適正性の確保を目的とする新たな指針には盛り込むことは適当ではないと考えられる。

イ 役員の公募制について

現ガイドラインでは、外郭団体の役員の採用に際して本市退職者も対象とする場合は公募手続を行うこととされ、その例外として次の2つの場合が定められている。

- ・ 市政改革の実現、本市事業の執行又は団体業務の遂行に支障を来すことが具体的に見込まれる場合（ただし、あらかじめ特例期間を定めなければならない。）
- ・ 経営破綻により本市が経営監視を行う必要がある場合

公募制自体については妥当なものであり、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当であるが、この例外についての現ガイドラインの規定内容は具体的でなく、実際にはこれらの例外規定がそのまま適用されることはなく、現ガイドラインの例外に該当することについての協議が個別に行われている。

本市事業の民営化に伴い本市職員から事業の移管先である外郭団体等の役員又は従業員になった者及び本市事業の地方独立行政法人化に伴い本市職員から地方独立行政法人の役員又は職員となった者（以下「転籍役職員」という。）については、形式的には本市退職者となるが、定年等により本市を退職し外郭団体等の又は地方独立行政法人の役員や従業員・職員として再就職する者とは本質的に異なり、採用に際して公募を要件とする必要性は認められない。

実際に現在行われている協議においてもすべて公募の例外として取り扱われており、協議手続だけが外郭団体及び本市の双方の大きな事務負担となっている。

こうしたことから、事務の効率化の観点から、転籍役職員については役員採用に際しての公募の例外として指針において明記し、個別協議の手続を廃止することが適当である。

また、経営破綻により本市が経営監視を行う必要がある場合についても、当該経営監視を行う団体が特定されているのであれば、指針において当該団体を明記することが適当である。

なお、その他公募により難い特別の事情がある場合については、指針に盛り込むのではなく、個々のケースごとに指針に則らないことについて外郭団体等から協議を受けることとすることによって対応することが可能と考えられる。

ウ 本市退職者である役員への採用経緯等の公表について

現ガイドラインでは、本市退職者を役員に採用する場合には各外郭団体において選考の基準、経過及び理由を公表することとされているが、本市が各法人から報告を受けて統一的に公表することにすれば、一覧性も確保され、各団体の負担軽減にもなると考えられることから、こうした方法に改めることが適当である。

エ その他の事項

募集要件の当委員会への事前報告及び役員選考委員会の設置の義務付け並びに役員選考委員会の構成員の規制等については、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当である。

(2) 本市退職者である役員の報酬並びに本市退職者である役員及び従業員の退職金について

ア 本市退職者である役員報酬の上限規制について

⑦ 外郭団体の区分について

現ガイドラインでは、本市退職者である外郭団体の役員については報酬額の上限が定められているが、本市退職者である役員の報酬が不当に高額なものとならないよう

上限額を設定する必要性は認められることから、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当である。

もっとも、現ガイドラインにおいては、報酬の上限額の設定に当たって、外郭団体を3つに区分し、各区分ごとにそれぞれ代表者、専務・常務、その他の役員といった役員の職責に応じて金額を設定している。

現ガイドラインにおける外郭団体の区分については、法人の人員規模や財務状況等を考慮したものと思われるが、法人によって役員報酬の上限額に差を設けるもので法人の格付けにつながりかねない面もあり、また、区分する合理的な理由も見出し難いことから、こうした区分は廃止することが適当である。

① 報酬の上限額について

報酬の上限額については、役員の職責を考慮して「代表者」「専務・常務」「その他の役員」といった区分を設け、各区分ごとに設定するという現ガイドラインの考え方は妥当なものであると考えられることから、役員の職責を考慮した区分ごとに設定するという考え方については踏襲することが適当である。

上限額の具体的な金額については、民間企業において一般的に採られている役員報酬額の決定方法を考慮しつつ、現ガイドラインにおける上限額も考慮すると、次のAの金額又はBの金額のうちいずれか低い金額とすることが適当である。

A 各外郭団体等において制度設計されている従業員最高職位の基本給初号値に賞与のうち業績評価に連動しない固定的金額の部分を加えた額を基礎額として、当該基礎額に「代表者」「副代表者・専務」「常務」「その他の役員」の4つの区分ごとに設ける一定の係数を乗じて得た金額

B 次に掲げる金額の範囲内で各外郭団体等が上限額として定める金額

- ・ 代表者 1000万円～900万円
- ・ 副代表者・専務・常務 800万円～720万円
- ・ その他の役員 700万円～630万円

※ 上記における「代表者」「副代表者」「専務」「常務」の定義は次のとおりである。

代表者 当該外郭団体等を代表する権限を有する役員

副代表者 副社長、副理事長その他これらに相当する役員（当該外郭団体等を代表する権限を有する者を除く。）

専務 専務取締役、専務理事その他これらに相当する役員（当該外郭団体等を代表する権限を有する者を除く。）

常務 常務取締役、常務理事その他これらに相当する役員（当該外郭団体等を代表する権限を有する者を除く。）

なお、現ガイドラインの上限額が変更となる場合には、現在の役員の任期中については現ガイドラインの上限額とするなどの経過措置を設けることが適当である。

また、各外郭団体等が定めた報酬の上限額については、本市が各法人から報告を受けて統一的に公表することが適当である。

㊦ 役員業績評価による役員報酬のインセンティブ制度に係る上限額の特例について

現ガイドラインでは、経営評価結果に基づく役員業績評価により役員報酬を増額する場合は、特例として105%の範囲内で上限額を超えて支給することができることとされている。

この特例は、条例第7条の規定による経営評価結果と外郭団体の役員業績評価を連携させた役員報酬のインセンティブ制度であり、第2の3の(3)のウに記載しているように、条例第7条の規定による経営評価が経営改善に向けた役員の経営責任を明確化し、外郭団体の更なる経営の改善・自立化を促すことを主眼として行われてきており、こうしたことを念頭に置いたものと考えられる。

しかしながら、第2の3の(3)のウに記載しているように、今後の外郭団体の経営評価については、これまでのような本市からの自立に向けた経営状況に関する評価から、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点からの事業活動に関する評価にシフトしていくべきであり、このインセンティブ制度についても一定の見直しが必要と考えられる。

こうしたことから、条例第7条の規定による経営評価にかかわらず、各外郭団体等において自律的に、本市退職者である役員以外の役員も対象としてその業績評価を報酬に連動させる制度（以下「業績連動報酬制度」という。）が設けられる場合には、本市退職者である役員の報酬についても、法人内部での他の役員との公平性の観点から、これまでの特例と同様に報酬の上限額の5%の範囲内を限度として、業績連動報酬制度の適用対象にできるようにすることは妥当であると考えられる。

また、外郭団体については、条例第7条の規定による経営評価に基づくインセンティブ制度として、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点から役員の業績を評価しその結果を役員報酬に連動させるといった制度（以下「貢献インセンティブ制度」という。）が設けられることも考えられる。

貢献インセンティブ制度については、本市の行政目的又は施策の達成に資する事業活動が当該法人の利益に必ずしもつながらない場合もあり、このような場合には、業績連動報酬制度によるインセンティブが本市の行政目的又は施策の達成に資する事業活動以外の事業活動の業績に集中的に働くことになることも考えられ、本市の行政目的又は施策の達成に資する事業活動を促進する観点から、業績連動報酬制度とは別に設ける意義があると認められる。

したがって、あくまでも当該法人の自主的な判断となるものであるが、外郭団体において貢献インセンティブ制度が設けられる場合には、本市退職者である役員の報酬について、業績連動報酬制度とは別に、その上限額の5%の範囲内を限度として、貢献インセンティブ制度の適用対象にできるようにすることが適当である。

イ 本市退職者である役員及び従業員の退職金について

現ガイドラインでは、本市退職者である外郭団体の役員及び従業員については退職金は支給しないこととされているが、本市退職者は基本的に本市を定年等により退職し再就職したものであり、在職期間も短期となることから、この規制については妥当なものであり、

エ記載の転籍役職員の場合を除き、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当である。

ウ 地方独立行政法人の役員及び職員について

本市退職者である外郭団体等の役員の報酬及び退職金並びに本市退職者である外郭団体等の従業員の退職金については、ア及びイに記載したところにより規制していくことが妥当であるが、監理対象出資法人となる地方独立行政法人の役員及び職員については、地方独立行政法人法において次のような規制が設けられている。

すなわち、地方独立行政法人の役員の報酬及び退職手当並びに職員の給与（退職手当を含む。）（以下「役職員報酬等」という。）については、地方独立行政法人が法律で定められた事項を考慮した支給基準を定めて設立団体の長に届け出るとともに公表することとされ、役員の報酬及び退職手当の支給基準については、地方独立行政法人評価委員会が意見を述べるができることとなっている。（地方独立行政法人法第 51 条並びに同法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条及び第 49 条）

地方独立行政法人の役職員報酬等については、こうした法律上の規制が設けられていることから、当該規制に加えて更なる上限規制等を設ける必要はないと考えられる。

エ 転籍役職員である役員及び従業員について

現ガイドラインでは、転籍役職員である外郭団体の役員及び従業員についても、本市退職者であることから役員報酬の上限が定められ、退職金が不支給とされているが、実際には個々のケースごとに現ガイドラインに則らないことについての協議により役員報酬が上限額を超える額とされ、また、転籍役職員となるに際して本市から退職手当を支給されない場合には外郭団体の退職時に当該法人から退職金が支給されることとなっており、協議手続だけが外郭団体及び本市の双方の大きな事務負担となっている。

(1)のイ記載のとおり、転籍役職員については、定年等により本市を退職し外郭団体の役員や従業員として再就職した者とは本質的に異なることから、役員報酬の上限や退職金不支給という規制を設けることは妥当ではなく、むしろ、本市事業の経営形態の変更の趣旨に鑑みれば、事業を移管した法人の自律性・マネジメントに委ねるのが妥当であると考えられる。

こうしたことから、転籍役職員については、事務の効率化の観点からも、監理対象出資法人の場合も含め、役員報酬の上限や退職金不支給の規制の例外として指針に明記し、現在行われている協議の手続を廃止することが適当である。

(3) 本市退職者である役員及び従業員の在職年齢の上限について

ア 監理対象出資法人への対象の拡大

現ガイドラインでは、本市退職者が外郭団体の役員及び従業員として在職できる年齢の上限を定めているが、この規制については妥当なものであり、ウ記載の転籍役職員の場合を除き、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当である。

イ 大学教員、医師など他の本市退職者と定年退職年齢が異なる本市退職者の役員在任可能年齢の制限の在り方

現ガイドラインでは、本市退職者である外郭団体の役員のうち大学教員、医師など他の

本市退職者よりも本市職員としての定年退職年齢が高い者については、満 65 歳を超えて在任することができることとされ、その理由について市長に報告し、本市は毎年その状況を公表することとされているが、在任することができる年齢についての制限はなく、制度的には市長に報告さえすれば青天井とすることができることとなっている。

本市退職者で他の一般の本市退職者よりも本市職員としての定年退職年齢が高かったもの（以下「特定職種職員」という。）について満 65 歳を超えて役員に在任することができるようにすることについては、公平性の観点から見て妥当なものであり、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当であるが、本市退職者である役員の在任期間について年齢制限が設けられている趣旨からすれば、特定職種職員であった本市退職者である役員についても在任期間の年齢制限を設けるべきである。

この場合の年齢制限については、他の一般の本市退職者である役員と同様の考え方に基き、特定職種職員であった当該本市退職者が本市を退職した時に定年とされていた年齢に 5 を加えた年齢を上限とすることが適当である。

また、法人に対する監理の適正性の確保や説明責任の観点から、特定職種職員であった本市退職者である役員を満 65 歳を超えて役員に在任させる場合には、現行規制を踏襲し、市長にその理由を報告し、市が毎年その状況を公表することとすることが適当である。

ウ 転籍役職員である役員及び従業員について

(1)のイ記載のとおり、転籍役職員については、定年等により本市を退職し外郭団体の役員や従業員として再就職した者とは本質的に異なることから、役員及び従業員としての在職年齢の上限を設けることは妥当ではなく、むしろ、本市事業の経営形態の変更の趣旨に鑑みれば、事業を移管した法人の自律性・マネジメントに委ねるのが妥当であると考えられる。

したがって、転籍役職員については、監理対象出資法人の場合も含め、役員及び従業員としての在職年齢の上限の規制の例外として指針に明記することが適当である。

(4) 本市退職者の顧問・相談役への就任等について

現在、監理要綱において、本市退職者の外郭団体の顧問・相談役等への就任や本市退職者と外郭団体との間の顧問契約等の締結（以下「顧問・相談役への就任等」という。）については、当該外郭団体から本市に協議することとされ、他方で、現ガイドラインでは、外郭団体は、本市の求めに応じて、当該本市退職者への金員の支払い及び職務・契約に基づく業務の状況を報告するものとされている。

本市退職者の外郭団体の顧問・相談役への就任等に関する規制については、役員や従業員への採用とは異なる形態での本市退職者に対する不当な優遇の抑止を目的とするものであり、対象を監理対象出資法人にも拡大して引き続き実施していくことが適当であるが、現在の規制については、協議の際の審査基準や報告を受けた対応等の規制内容が明らかでなく、どの程度の抑止効果が見込めるのかが不明確となっている。

こうしたことから、今後の本市退職者の外郭団体の顧問・相談役への就任等に関する規制については、以下のようなものとし、本市退職者の採用等に関する指針において一元的に規定することが適当である。

- ・ 本市退職者の顧問・相談役への就任等については、あらかじめ当該法人から次の事項を本市に報告するとともに顧問・相談役等に関する規程又は契約書の写しを提出することとし、本市は報告を受けた事項について当委員会の意見を聴くこととする。
 - ① 当該本市退職者の本市における職歴その他の当該本市退職者本人を特定することができる情報
 - ② 当該顧問・相談役の職務又は契約に基づく業務の内容
 - ③ 公募ではなく非公募で当該本市退職者を相手方とする理由
 - ④ 当該本市退職者に支払う対価の額
- ・ 当委員会の意見が述べられたときは、その内容を当該法人に通知するとともに、公表する。
- ・ 当該法人には、当委員会の意見を勘案するように求める。
- ・ 事前の報告内容と実際の本市退職者を顧問・相談役への就任等における①～④の内容が異なるときは、当該法人から本市に報告することとする。
- ・ 本市は、①～④（①については本市における職歴等）を公表する。

(5) 公表に当たっての個人情報に係る同意

本市退職者の外郭団体等の役員及び従業員への採用等に関する規制に当たって、本市が報告を求め公表する事項の中には、多くの個人情報等が含まれることが考えられる。

このため、外郭団体等において、個人情報等を本市に報告し、本市においてその内容を公表することについて、あらかじめ当該個人情報等の本人から同意を得ることを法人内の規程において制度化するなど所要の措置を講じることを指針に盛り込むことが適当である。

4 新たな指針の実効性の確保

新たな指針については、外郭団体等にその遵守を義務づけるものではなく、本市がその影響力を背景に遵守を求めるものであることから、指針の実効性を確保するために、指針に則らない場合は本市に協議することとするとともに、指針や本市との協議内容に反した取扱いがあった場合にはその内容を公表するといったことをルール化することが適当である。

第5 新たな経営評価指針について

1 事業活動に関する評価について

(1) 評価の目的及び視点

第2の3の(3)のウに記載したように、今後の外郭団体の経営評価については、本市の行政目的又は施策の達成への貢献度の観点からの評価にその重点をシフトしていくべきであり、その中心となるのは、外郭団体が行う事業活動に関する評価であると考えられる。

事業活動に関する評価を行う目的については、当該事業活動を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の効果的・効率的な達成であり、外郭団体を活用する目的と合致するものである。

また、評価の視点は、当該外郭団体の事業活動の行政目的又は施策への貢献度となり、具体的には条例第4条の規定により外郭団体への関与の状況として公表する「行政目的又は施策を達成するために本市が当該外郭団体に求める役割」をどこまで果たしたのかとい

った点になると考えられる。

(2) 指標及び目標値の設定

評価に当たっては、その客観性を高める観点から、評価の視点である本市が当該外郭団体に求める役割の達成度を示す指標及び目標を設定することが必要であり、指標は可能な限り数値化できるものとするのが適当である。

また、指標及び目標値の設定に当たっては、所管所属において、外郭団体と協議し、当該外郭団体を通じて達成しようとしている行政目的又は施策の内容及び当該外郭団体に求める役割についての認識を共有した上で行うことが重要であり、設定した指標及び目標値については本市において公表することが適当である。

なお、外郭団体を本市の事業の委託先として活用する場合については、本市が当該外郭団体に求める役割は、単に委託事業を実施することではなく、委託に係る事業を将来にわたって安定的に継続して実施していくことになることから、評価の指標は、委託契約における債務の履行である実績や成果に関するものではなく、委託に係る事業の安定的・継続的な実施に関するものとなることに留意する必要がある。

指標及び目標値の設定の時期については、当該事業年度の評価結果を次年度の事業活動に反映し事業年度ごとに PDCA サイクルを回していく観点から、当該事業年度の開始のできるだけ早い時期に設定することが適当である。

また、条例第7条第4項及び第5項においては評価結果について当委員会の意見を聴くこととされており、こうした条例の規定の趣旨を踏まえれば、事業活動に関する評価における指標及び目標値の設定については、当委員会に報告することとし、当委員会は必要に応じて意見を述べるものとすることが適当である。

(3) 中間評価の実施及び評価結果の公表

外郭団体の事業活動の PDCA サイクルを適切に回していくためには、事業年度の途中における振り返りが重要であると考えられる。

また、説明責任の観点から、外郭団体が行った経営評価の結果や本市による審査の結果については、本市において公表することが適当である。

(4) 条例に基づく経営評価との関係

外郭団体の経営評価について、条例第7条では、予算の執行の適正を期することを目的として、法人の事業の成果、業務遂行の効率性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、毎事業年度終了後に行うこととしている。(第1項及び第2項)

事業活動に関する評価についても、適正な予算執行に向けて行政目的又は施策の効果的・効率的な達成を目的としており、また、事業活動の行政目的又は施策への貢献度という法人の事業の成果の視点から行うものであって、条例上の経営評価の一環であるといえる。

一方で、評価の実施時期については、条例第7条第1項は事業年度終了後としているが、これは財務に関する指標の数値の確定を待って評価を行うことを念頭に置いたものと考えられる。

この点、事業活動に関する評価においては、評価の指標は必ずしも財務に関するものとなるものではないことから評価に当たって財務に関する数値の確定を待つ必要性はなく、

事業年度終了後に行われる評価についてはその結果を次年度の事業活動に反映していくことは困難であることを踏まえれば、むしろ、事業年度ごとに適切に PDCA サイクルを回していく上からは、評価の実施時期を事業年度終了前とすることが適当である。

なお、条例第 7 条第 1 項の規定が事業年度終了前に評価を行うことを禁止する趣旨のものではないと考えられる。

2 これまでの経営評価の視点について

これまでの経営評価の視点については、この間の外郭団体の改革の進捗状況を踏まえ、法人の経営の改善・自立化に関する視点については見直し、本市が求める役割を果たしていくために行う事業活動を支える財務状況をはじめとする経営基盤の充実確保の視点からのものとしていくことが適当である。

3 経営評価の標準的なサイクル

以上の点及び条例第 7 条第 3 項から第 6 項までに規定する手続を踏まえ、当委員会が考える法人の事業年度が 4 月から翌年 3 月までであることを前提とする経営評価の標準的なサイクルは、次のとおりである。

<事業活動に関する評価>

- 4 月 所管所属と外郭団体との協議により外郭団体に求める役割の達成度を示す指標及び目標値を設定、総務局を通じて当委員会に報告
- 9 月 中間自己評価、評価結果の所管所属への報告
- 10 月 所管所属による自己評価の審査・評価、必要に応じて助言等及び必要な措置要求
- 1 月 期末自己評価、評価結果の所管所属への報告
- 2 月 所管所属による自己評価の審査・評価、評価結果の総務局への報告
- 3 月 総務局による自己評価及び所管所属評価の審査、当委員会からの意見聴取、最終評価、所管所属からの最終評価結果の通知並びに必要に応じて助言等及び必要な措置要求、最終評価結果及び助言・措置要求等の内容の公表
- 4 月 最終評価結果及び助言・措置要求等の内容を踏まえて、所管所属と外郭団体との協議により外郭団体に求める役割の達成度を示す指標及び目標値を設定

<経営基盤に関する評価>

- 4 月 自己評価、評価結果の所管所属への報告
 - 5 月 所管所属による自己評価の審査・評価、評価結果の市長(総務局)への報告
 - 7 月 市長(総務局)による自己評価及び所管所属評価の審査、当委員会からの意見聴取、最終評価
 - 8 月 市長(総務局)による最終評価結果の通知、公表
- 〔 必要に応じて助言等及び必要な措置要求、必要に応じて当委員会からの意見聴取 〕

第 6 おわりに

以上が、当委員会として令和 2 年度以降の新たな外郭団体等の監理について取りまとめた意見である。

本意見では、外郭団体及び出資法人に対する本市の関与の適正性や透明性を確保するとともに、外郭団体について、この間の改革の成果や外郭団体を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、本市の行政目的又は施策の達成というその本来の活用の目的に即し、成果を意識した生産性の高い監理を行うためのシステムを提言した。

外郭団体は、本市の行政目的又は施策を実現するための手段の一つであり、関与を通じた影響力を背景に法人の事業活動をコントロールするものであって、認証制度のように法人に本市の関連法人であるといったブランドイメージを付与するものではない。

また、外郭団体として指定する以上は、指定された法人が本市の行政目的又は施策の目的に即した成果を着実に出すよう的確に監理することが求められるものである。

今後、本市においては、新たな監理システムが構築され、現在の外郭団体についても改めて指定の可否の検討が行われ、指定された外郭団体の監理が行われていくことになると考えられるが、当委員会としては、現在の外郭団体について、これまで指定していたという経過にとらわれて形式的な監理業務が漫然と継続していくことのないよう、本市の各所管所属及び総務局において、本意見の趣旨を十分に踏まえ、「本市の行政目的又は施策の達成ために真に必要なとする法人が、外郭団体として本市から求められる役割を的確かつ着実に果たす」ことを旨として、外郭団体の指定と成果を意識した生産性の高い監理が行われていくことを期待するものである。

外郭団体の指定に関する基準について

第 1 指定の前提となる外郭団体の要件についての基本的な考え方

1 本市の影響力について

当該法人に対する本市の資本金等の出資等又は財政的関与若しくは人的関与が、その事業経営に多大な影響力を及ぼす程度のものであること。

2 手法としての妥当性について

本市の影響力を通じて当該法人の事業経営を監理するという手法が、本市の行政目的又は施策を達成する上で、他の民間活用手法と比較してより適切妥当であると認められること。

3 本市の補完・代替活動の公共性について

条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人に該当するものとして外郭団体の指定をする法人が行う本市の補完・代替活動については、公共性の観点において、同様の活動を行っている他の法人とは異なる準行政的なものであると認められること。

第 2 外郭団体の指定基準

1 条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人に該当する外郭団体及び同項第 2 号に掲げる法人に該当する外郭団体に共通する基準

次のいずれにも該当すること。

(1) 影響力に関する基準

ア 株式会社

次のいずれかに該当すること。

㉞ 本市の資本金の出資率が 50%以上であること。

㉟ 本市の資本金の出資率が 25%以上 50%未満であり、かつ、次のいずれかに該当すること。

A 本市の財政的支援があること。

B 本市職員が役員として派遣されていること。

C 本市退職者が公募によらずに役員に就任していること（本市が、当該法人から本市退職者の採用等に関する指針に則らないことについての協議を受けて、役員欠員その他緊急やむを得ない事情により専ら当該法人の事業経営を支援するため暫定的に就任するものとして同意している場合を除く。以下同じ。）。

㊱ 本市の資本金の出資率が 25%未満であり、かつ、次のいずれにも該当すること。

A 一の事業年度における総収入に占める本市の財政的支援による収入の割合又は貸借対照表の負債の部に計上されている資金調達額の総額に占める本市の融資の割合が 50%を超えていること。

B 本市職員が役員として派遣されていること又は本市退職者が公募によらずに役員に就任していること。

イ 本市が出資又は出えんしているその他の法人（大阪市住宅供給公社を除く。） 次のい

ずれにも該当すること。

⑦ 本市の財政的支援があること。

① 次のいずれかに該当すること。

A 本市職員が役員又は従業員として派遣されていること。

B 本市職員が非常勤の役員に就任していること。

C 本市退職者が公募によらずに役員に就任していること。

(2) 手法としての妥当性に関する基準

本市の影響力を通じて当該法人の事業経営を監理するという手法によって行政目的又は施策を達成することについて、次のいずれにも該当すること。

ア 当該法人を活用する方法以外の方法では当該行政目的又は施策を達成することが困難であること。(当該法人の唯一性・限定性)

イ 当該法人の事業経営を監理する上で、本市が有する影響力を通じるという手法が、当該法人に対する他の手法と比較してより適切妥当であること。(影響力行使手法の優位性)

(3) 地方独立行政法人でないこと。

2 条例第2条第1項第1号に掲げる法人に該当する外郭団体の指定基準

当該法人が行う本市の補完・代替活動が次のいずれかに該当するものであること。

(1) 実施することができる他の民間の主体（営利法人、公益法人、NPO等をいう。以下同じ。）が見だし難いもの。

(2) 他の民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの。

(3) 民間の主体のみでは実施することが困難であり、軌道に乗るまで公的資金や人材などの支援をする必要があるもの。

(4) 本市の主導の下で本市の事務又は事業と連携して実施する必要があるもの。

(5) その他行政目的又は施策を達成する上で本市が監理する特別の必要があるもの。

3 条例第2条第1項第2号に掲げる法人に該当する外郭団体の指定基準

2の基準に該当せず、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 当該法人に対する損失補償、債務保証等による本市の財政負担を回避するため当該法人の事業経営を監理していく必要があること。

(2) 当該法人に対する多額の貸付金を着実に返済させるため当該法人の事業経営を監理していく必要があること。

(3) その他本市の業務を適切に実施する上で当該法人の事業経営を監理していく特別の必要があると客観的に認められること。

4 大阪市住宅供給公社の特例

大阪市住宅供給公社については、1の(1)の基準を適用せず、1の(2)及び(3)並びに2又は3の基準に該当するときは、外郭団体に指定することができるものとする。

5 例外措置

本市以外の者による事業経営に対する影響力が大きく、本市がその事業経営に対する影響力を行使することができる範囲が狭い法人については、1から3までの基準に該当する場合であっても、外郭団体の指定をしないことができることとする。

大阪市高速電気軌道株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

市営地下鉄事業の民営化に際して策定された民営化プラン等の内容を着実に実現すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が民営化プラン等の内容を実現する主体であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

民営化プラン等の内容を実現するための事業を計画的かつ着実に推進すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の事業や施設の整備については現在行っている補助金の交付により監理することができるが、当該法人に、民営化プラン等に基づく事業等を着実に実施させるためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第 2 条第 1 項各号に掲げる法人の別（同項第 1 号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人（特別監理法人）

大阪シティバス株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

市営バス事業の民営化に際して策定された民営化プラン等の内容を着実に実現すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が民営化プラン等の内容を実現する主体であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

民営化プラン等の内容を実現するための事業を持続的かつ安定的に維持し、発展させること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の事業や施設の整備については現在行っている補助金の交付により監理することができるが、当該法人に、民営化プラン等に基づく事業等を着実に実施させるためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（特別監理法人）

株式会社大阪市開発公社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

高架道路と一体となっている道路占用物件である船場センタービルの施設を、道路占有者である船場センタービルの区分所有者に、将来の道路管理に影響が生じないように、道路管理者の指導に従い適切に維持管理させること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、道路占用物件である船場センタービルにおける建物の区分所有等に関する法律第 25 条第 1 項の管理者であり、また、船場センタービル規約に基づき各区分所有者から道路占用に関する手続の委任を受けて道路占用の許可の名宛人となっており、事実上、道路占有者である船場センタービルの各区分所有者の意見を調整し取りまとめる地位にあると認められるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

道路占用物件である船場センタービルにおける建物の区分所有等に関する法律第 25 条第 1 項の管理者及び道路占用の許可の名宛人として、区分所有者を取りまとめ、船場センタービルの施設を将来の道路管理に影響が生じないように適切に維持管理するために必要なことを着実に実施すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人は船場センタービルの賃貸・管理及び駐車場の運営をその事業活動としており、当該事業活動と当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的は必ずしも一致しないことから、当該法人に本市の行政目的に即した活動を行うようにさせるためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする手法以外の効果的な手法がないため。

参考：条例第 2 条第 1 項各号に掲げる法人の別（同項第 1 号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる法人

一般財団法人大阪市文化財協会

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

市内の埋蔵文化財を精確に調査して適切に保存し、調査結果や保存を行った成果を活用して学術・文化・教育の向上と発展に寄与するとともに、蓄積された調査研究の成果・資料・技術を継承すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を確保し維持していくことができる数少ない事業者であって、市内を主たる活動エリアとし本市が影響力を有する唯一の事業者であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

市内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業の委託先として、将来にわたって必要な人材を安定的かつ継続的に確保していくこと。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の市内の埋蔵文化財の調査及び保存等に関する事業については現在行っている委託契約により監理することができるが、当該法人に市内の埋蔵文化財の調査及び保存に関する知識・ノウハウを有する人材を安定的かつ継続的に確保させていくためには、本市の影響力を通じて当該法人の中長期的な事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（委託法人）

アジア太平洋トレードセンター株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

損失補償契約に基づき本市が損失を補償するような事態を生じさせないようにすること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が損失補償契約の相手方であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするための健全な事業経営を図るとともに、本市の求めに応じて必要な情報を提供すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理する必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第2号に掲げる法人

株式会社湊町開発センター

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

損失補償契約に基づき本市が損失を補償するような事態を生じさせないようにすること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が損失補償契約の相手方であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするための健全な事業経営を図るとともに、本市の求めに応じて必要な情報を提供すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理する必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第2号に掲げる法人

社会福祉法人大阪社会医療センター

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

本市の福祉施策として、あいりん地域及びその周辺地域において無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、あいりん地域及びその周辺地域における無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等のサービスを総合的かつ一体的に提供するための豊富な知識や経験を有するとともに、そのための体制を確保している唯一の事業者であり、同法人以外にこれらのサービスを総合的かつ一体的に提供する事業者が存在しないため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

あいりん地域及びその周辺地域における無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するとともに、当該地域における医療・福祉に関する実情等の情報を本市に提供すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度のあいりん地域及びその周辺地域における無料低額診療及び医療・福祉に関する相談支援等の事業や施設の整備については現在行っている補助金の交付により監理することができるが、当該法人に当該事業等を将来にわたって安定的かつ継続的に実施させるためには、本市の影響力を通じて当該法人の中長期的な事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（補助法人）

公益財団法人大阪市救急医療事業団

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

初期救急医療機能を担う自治体として、休日・夜間の急病診療事業を実施すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、市内において休日・夜間の急病診療事業を実施するに当たって不可欠となる外来診療を担当する医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を着実に実施することができる唯一の事業者であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

初期救急医療機能を担う自治体として本市が実施する休日・夜間の急病診療事業の委託先として、市内における休日・夜間の急病診療事業を実施するための医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を将来にわたって安定的かつ継続的に実施すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の市内における休日・夜間の急病診療事業については現在行っている委託契約により監理することができるが、当該法人に医師等の医療従事者の確保や後送病院（二次医療機関）との連携を継続・発展させ、当該事業を将来にわたって安定的かつ継続的に実施させるためには、本市の影響力を通じて当該法人の中長期的な事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（委託法人）

大阪市住宅供給公社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

本市の住宅施策として、市内においては営利を目的とする民間の事業者によって供給されにくい、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を適正な賃料で供給すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、本市が全額出資して設立し、営利目的ではなく、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため住宅を必要とする勤労者に居住環境の良好な住宅を供給することを目的とする法人であって、同法人以外に本市がその経営を支配することができる同様の目的を持つ住宅供給事業者が存在しないため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

市内において、その保有する既存ストックを適切に維持管理し、子育て世帯をはじめとする中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅を、適正な賃料で将来にわたって安定的かつ継続的に供給すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

中堅層向けの比較的規模の大きい良質な賃貸住宅については、市内においては営利を目的とする民間の事業者によっては供給されにくい状況がある中で、当該法人に、こうした賃貸住宅を適正な賃料で供給する事業を自らの事業として将来にわたって安定的かつ継続的に実施させるためには、本市の支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（特別監理法人）

大阪市街地開発株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

損失補償契約に基づき本市が損失を補償するような事態を生じさせないようにすること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が損失補償契約の相手方であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするための健全な事業経営を図るとともに、本市の求めに応じて必要な情報を提供すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理する必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第2号に掲げる法人

クリアウォーターOSAKA株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

下水処理場、ポンプ場、下水管路その他の本市の下水道施設全体を総合的かつ一体的に維持管理し運営すること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、本市の下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務を安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の事業者であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

本市の下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務の委託先として、当該業務を効率的に実施することができるノウハウや体制を将来にわたって安定的かつ継続的に維持・発展すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の本市の下水道施設全体の総合的かつ一体的な維持管理及び運営業務については現在行っている委託契約により監理することができるが、当該法人に将来にわたって安定的かつ継続的に当該業務を実施させるためには、株主としての支配権を通じて当該法人の中長期的な事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（委託法人）

クリスタ長堀株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

損失補償契約に基づき本市が損失を補償するような事態を生じさせないようにすること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人が損失補償契約の相手方であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするための健全な事業経営を図るとともに、本市の求めに応じて必要な情報を提供すること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

損失補償契約により本市が補償することになる損失を発生させないようにするためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理する必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第2号に掲げる法人

阪神国際港湾株式会社

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

阪神港（大阪港及び神戸港）のうちの大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、国土交通大臣から、港湾法第 43 条の 11 の規定に基づき、阪神港のコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社の指定を受けている唯一の事業者であり、大阪港においては港湾管理者である本市と連携して大阪港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大並びに貨物取扱量の増加を図るという共通の目的を有しているため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

阪神港の港湾運営会社として、本市の主導の下で連携し、主に輸入港である大阪港の実情を踏まえて同港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用を拡大するとともに貨物取扱量を増大させること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

阪神港のコンテナ埠頭等を一体的に運営する港湾運営会社としての指定を受けている当該法人の事業活動について、港湾管理者である本市の主導の下で連携しながら、主に輸入港である大阪港の実情を踏まえた外貿埠頭及びフェリー埠頭の利用拡大並びに貨物取扱量の増大に向けたものとしていくためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第 2 条第 1 項各号に掲げる法人の別（同項第 1 号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる法人（連携支配法人）

株式会社大阪港トランスポートシステム

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線のうち、2025年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、北港テクノポート線全ルートについて国土交通大臣から第一種鉄道事業の許可を受けており、レール、駅舎、車両、設備等の整備を行う事業主体となっているため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させるようにするためには、当該法人の自主性に委ねるのではなく、開業の目処が立つまでの間暫定的に、本市が必要な支援を行いながら株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（暫定支援法人）

株式会社大阪水道総合サービス

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

水道事業者として、大阪府内をはじめ広く近畿圏一円の他の水道事業者である市町村からの要請に基づき協定を締結し、技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援を行うこと。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、長年にわたり本市の水道事業に関する業務を受託し、水道事業を補完する役割を果たしてきており、水源から蛇口に至るトータルな水道事業に関する総合的な技術やノウハウを蓄積してきているとともに、近年では大阪府内をはじめ多くの市町村の水道事業に係る業務の受託実績を積み重ねており、本市の行政目的である他の市町村の支援を技術・ノウハウ、人材の面から補完できる唯一の法人であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

他の市町村に対する技術的な援助や人材の確保及び育成等の支援業務の委託先として、委託に係る支援業務を将来にわたって安定的かつ継続的に実施するための水道事業に関する総合的な技術やノウハウ・人材の確保、蓄積・養成を行っていくこと。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人が支援協定の締結先である市町村に対して実施する単年度の支援は委託契約により監理することができるが、そもそも市町村に対する支援については、採算ベースに乗らない取組であり、営利を目的とする当該法人とは相容れない要素もあることから、当該法人を適切にコントロールし本市の行政目的に即した事業活動を行うようにさせるためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営をコントロールする手法以外の効果的な手法がないため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（委託法人）

公益財団法人大阪国際平和センター

1 当該外郭団体を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の内容

市内の小中学生をはじめとする多くの市民に対し、特定の歴史観や考え方に偏らない中立的な立場から、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示活動を行い、もって小中学生をはじめとする多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むこと。

2 当該外郭団体を活用する方法以外の方法では本市の行政目的又は施策を達成することが困難である理由

当該法人は、大阪を中心とした戦争や平和に関する多くの展示物を総合的かつ一体的に収集しており、これらを活用して市民に平和に関する思想を効果的に普及することができる法人であって、本市が有する影響力によって公正かつ中立な事業運営を確保できる唯一の法人であるため。

3 本市の行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割

特定の歴史観や考え方に偏らない本市が考える中立的な立場から、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示活動を将来にわたって継続的に行っていくとともに、市内の小中学生をはじめとするより多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さを伝え、平和を願う豊かな心を育むべく来館するようにすること。

4 当該外郭団体が本市の求める役割を果たすようにその事業活動等を監理する上で、当該外郭団体に対する影響力を通じるという手法が、当該外郭団体に対する他の手法と比較してより適切妥当であるとする理由

当該法人の単年度の事業や施設の整備については現在行っている補助金の交付により監理することができるが、当該法人に、将来にわたって、本市が考える公正性及び中立性を確保し、市民に平和に関する思想を効果的に普及するため、「大阪中心」・「子ども目線」で「平和を自分自身の課題として考えられる」ような展示を継続的に実施させるためには、本市の影響力を通じて当該法人の中長期的な事業経営をコントロールする必要があるため。

参考：条例第2条第1項各号に掲げる法人の別（同項第1号に掲げる法人の場合は外郭団体としての活用形態）

条例第2条第1項第1号に掲げる法人（補助法人）

大阪市外郭団体評価委員会 委員名簿

氏 名	職 業 名	備考
市口 恭司	公認会計士	—
阪口 彰洋	弁護士	委員長
清水 万里夫	公認会計士	—
野村 祥子	弁護士	—
水上 啓吾	大阪市立大学大学院都市経営研究科准教授	—

(五十音順・敬称略)